安芸高田市まちづくり委員会 新しい委員が決まりました

まちづくり委員会では、各町地域振興連合組織に推 薦された委員が、市民のみなさまの住みよいまちづくり について様々な角度から議論などを行います。

《任期》

令和3年3月31日まで

■吉田町地域振興会連絡協議会

今田基良(副委員長) 柿上正博 新崎妙子 井上 正樹 岩田 尚文

■八千代町振興会連絡協議会

ス保野 哲也(副委員長) 大下 嘉治 向井 博昭 おきた かずよし あおはら みちこ 沖田 一吉 青原 美智子

■美土里町地域運営協議会連合会

岡川 元春(副委員長) 聖川 光昭 角田 考志 清水 一彦 住広 美江

■高宮町地域振興会連絡協議会

辻駒 健二(委員長代理·副委員長) 岡田 千里 しみず いわお ようた ただし あきくに みつる 清水 盤 用田 正 秋國 満

■甲田町地域振興連合会

めいき かずよし たにぐち きょういち いまむら よしたけ 明木 一悦(委員長) 谷口 恭 一 今村 佳岳 大隅 奈々 下原 康男

向原町地域振興会連絡協議会

正田建二(副委員長) 三上信行 渡辺 誠 ^{え つつみ やすこ} 溝上さな江 堤 裕子

問事務局(地方創生推進課まちづくり支援係)担当:岡本・立川 ☎・お太助フォン 42-2124 월 42-4376

屋外広告物の安全点検



☑ 屋外広告物

常時、または一定の期間継続して屋外で公衆に表示さ れるもの(立看板や広告塔、建物の壁面を利用して表 示された広告等)

市内にも屋外広告物が多数設置されていますが、 近年老朽化や適切に管理されていないことによる落 下など、全国的に事故が多発しています。

屋外広告物を設置している方は、落下などの事故 を防ぐため、定期的に点検を行い安全管理に努めて ください。

問管理課 建設管理係 担当:力石

☎・お太助フォン 47-1201 월 47-1206

子どもインフルエンザ助成対象 高校3年生まで拡大

インフルエンザへの感染を予防し、子育て世代の経 済的負担の軽減を図るため、助成対象を高校3年生ま で拡大しました。

《対象者》

- ・接種当日に本市に住所がある方
- ・生後6か月から高校3年生までの方

《対象接種期間》

令和元年10月1日(火)~令和2年1月31日(金)

《助成額》

千円/接種1回(1人2回まで)

※接種1回の自己負担額が千円以上の場合のみ助成 の対象になります。

《申請方法》

予防接種を受けた後、健康長寿課健康推進係また は各支所に領収書等を添えて申請してください。

《申請時必要書類等》

- ・印鑑 ・保護者の口座番号がわかるもの
- 領収書(原本)
- 予防接種を受けたことがわかるもの(領収書にイン フルエンザ予防接種の費用である旨が記載されて いる場合は不要)

《申請期限》

令和2年3月31日(火)

問健康長寿課 健康推進係 担当:中迫 ☎・お太助フォン 42-5633 월 47-1282

一部業務を業務処理センターで行います

これまで税務署で行っていた申告書の入力などを、 10月から広島西税務署内 「広島国税局管内広島業務 処理センター! で行います。

納税者へのお尋ね文書の発送や電話による書類の 提出要請などは、9月から上記業務処理センターで実 施しています。

所轄の税務署を変更するものではありませんが、 今後は「業務処理センター」へ書類等の提出をお願い することがありますのでご理解とご協力をお願いしま す。

問吉田税務署

☎ 42-0008 (自動音声案内)

在宅育児世帯支援給付金支給事業

家庭で、生後6か月から1歳6か月未満の乳児を保育する 保護者に対して、乳児1名につき月2万円の給付金を年3 回 (7月・11月・3月) 支給する事業

平成30年6月から、幼児が保護者と過ごす時間を増 やし、家族やふるさとに対する愛着を深めることを目的 とした 「在宅育児世帯支援給付金事業 | を、市独自の 取り組みとして実施しています。

《申請》

原則、乳児が対象月齢になった世帯へ申請書類を 送付しています。支給条件に該当するにも関わらず、申 請書類が届いていない場合は、子育て支援課保育係ま で連絡してください (原則申請月から支給)。

《対象乳児》

- ・生後6か月から1歳6か月未満
- ・市内に住所があり実際に市内に居住している
- ・保育所(園)等に入所していない

《支給対象》

■乳児の父、または母の場合

- ・市内に住所があり、家庭で子育てをしている
- ・育児休業給付金、手当等を受給していない

■乳児の祖父、または祖母の場合

- ・市内に住所があり、同一世帯の父母に代わり乳児を 家庭で子育てをしている
- ・乳児の父及び母の就業状況が、乳児が保育所(園) などに入所する条件を満たしている

※以下の場合は支給できない場合があります

- ・支給対象者が生活保護法の保護を受けている
- ・里帰り出産等で一時的に本市に住所がある
- ・支給対象者世帯および乳児世帯が市税等を滞納し ている



問子育て支援課 保育係 担当:小笠原 ☆・お太助フォン 47-1283 월 42-2130

建設業退職金共済制度

全設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の 福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的とし て設立された退職金制度

この制度は、事業主が労働者の働いた日数に応じて 掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者 が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職 金が支払われる業界全体での退職金制度です。

- ・国の制度なので安全、確実です。
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ・掛け金の一部を国が負担します。
- ・掛け金は事業主負担ですが、法人は損金、個人で は必要経費として扱われ、税法上全額非課税とな ります。
- ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計 算されます。

《対象》

事業主:建設業を営む方

労働者:建設業の現場で働く方

《掛け金》 310円/日

《特例措置》

地震等により災害救助法が適用されたみなさまに 対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

■事業主のみなさまへ

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼 り付けてください。
- ・「建設業退職金共済手帳 | を所持している労働者 が建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を 請求するよう指導してください。

建退共ホームページ

問建退共広島県支部 ☎082-221-0138

広報 あきたかた 令和元年10月号